

令和6年3月6日

一般事業主行動計画（第3回）

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

【目標1】

所定外労働時間の削減のための対策の実施
年次有給休暇の取得率を80%以上に引き上げる。

<対策>

- 令和6年4月 職種毎の時間外労働時間の把握・分析を行う。
- 令和6年7月 業務内容、業務分担、シフト等の改善策を検討する。
- 令和6年4月 前年度年次有給休暇取得の現状を把握する。
- 令和6年5月 職員全員に年次有給休暇の計画的取得の説明・周知を行う。
- 令和6年9月 年次有給休暇取得状況を確認し、各部署に取得状況を報告する。

【目標2】

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後の休業など諸制度の周知

<対策>

- 令和6年4月 諸制度について、リーフレットを活用し説明・周知を行う。
- 令和6年4月 相談・相談体制の周知